

保護者様

岡山理科大学附属高等学校
岡山理科大学附属中学校
校長 田原 誠

インフルエンザに係る治癒証明書の取り扱いの変更について

晩秋の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本校教育活動にご理解ご協力をいただくとともに、新型コロナウイルス感染症への対策においても、ご家庭においてもご対応くださり感謝申し上げます。

さて、インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）に罹患し、出席停止となった場合、再登校に当たっては原則として医師が作成する治癒証明書を取得し、学校へ提出することと定められておりました。

このことについて、下記のとおり手続き方法を変更いたしますので、ご確認ください。

なお、これはインフルエンザ流行期に治癒証明書の取得のために医療機関を再度受診することによる他の感染症に罹患するリスク及び保護者の負担等を考慮し、変更するものです。

手洗いの徹底やマスクの着用等、感染防止に向けた対策は継続していただきますようお願いいたします。

1. インフルエンザに係る治癒証明書の取り扱いについて

再登校に当たっては、原則として、治癒証明書の学校への提出は不要とし、その代替として、保護者の方が作成する罹患報告書（別紙様式を参照）を必ず学校に提出していただくこととします。報告書の用紙は、学校のホームページからもダウンロードできます。

2. その他の感染症に係る治癒証明書の取り扱いについて

学校保健安全法施行規則第18条に規定するインフルエンザ（下線を付したインフルエンザ）以外の感染症に係る治癒証明書の取り扱いについてはこれまで通りとし、原則として、学校に提出していただきます。

◎学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症

| | |
|-----|---|
| 第1種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群(MARS) *上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症 |
| 第2種 | <u>インフルエンザ</u> 、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、 髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第3種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O157など)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎、その他の感染症 |

インフルエンザ罹患報告書

| | | | | | |
|--|-----|---|---|---|----|
| 科 | コース | 年 | 組 | 番 | 氏名 |
| 発症日：令和 年 月 日 | | | | | |
| 診断日：令和 年 月 日 | | | | | |
| 解熱日：令和 年 月 日 | | | | | |
| 医療機関名： _____ | | | | | |
| 診断名：インフルエンザ A型 ・ B型 ・ 不明 (該当するものに○をつけてください。) | | | | | |
| 令和 年 月 日 | | | | | |
| 保護者氏名 (自署) | | | | | 印 |

【発症日からの経過】毎日、午前と午後に検温を行い、下表に記入して学校に提出してください。

| 発症後 | 月 日 (曜日) | 測定時刻:体温(午前) | 測定時刻:体温(午後) |
|----------|----------|-------------|-------------|
| 0日目(発症日) | 月 日 () | 時 分: . °C | 時 分: . °C |
| 1日目 | 月 日 () | 時 分: . °C | 時 分: . °C |
| 2日目 | 月 日 () | 時 分: . °C | 時 分: . °C |
| 3日目 | 月 日 () | 時 分: . °C | 時 分: . °C |
| 4日目 | 月 日 () | 時 分: . °C | 時 分: . °C |
| 5日目 | 月 日 () | 時 分: . °C | 時 分: . °C |
| 6日目 | 月 日 () | 時 分: . °C | 時 分: . °C |
| 7日目 | 月 日 () | 時 分: . °C | 時 分: . °C |
| 8日目 | 月 日 () | 時 分: . °C | 時 分: . °C |
| 9日目 | 月 日 () | 時 分: . °C | 時 分: . °C |
| 10日目 | 月 日 () | 時 分: . °C | 時 分: . °C |

※発症した日を0日目とします

【インフルエンザの出席停止期間の基準】

① ~③を満たしたら、再登校が可能です。

① 発症した翌日を初日(1日目)として、5日間を経過していること。

② 解熱(平熱[37.5°C未満]に下がること)した日の翌日を初日(1日目)として、2日を経過していること。

③ ①②の両方を満たしていること。

学校保健安全法施行規則第19条第2項「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」